

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： _____ 楓

居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和6年10月1日現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (047-347-8100)

(月～金曜日 9:00～18:00)

担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 小野 恭代 _____

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	楓
所在地	千葉県松戸市小金原 6-5-13
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (松戸市 第 1271206979 号)
サービスを提供する 実施地域※	松戸市 流山市 柏市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 (主任介護支援専門員) 1名 介護支援専門員 5名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで

※ (土曜・日曜・祝日・12月30日～1月3日は休業)

ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については24時間対応可能な体制を整える

ものとします (営業時間外は転送電話にて対応)

・24時間対応連絡先 電話番号 047-347-8100

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア) 介護支援専門員取扱件数 40件未満の場合

要介護1・2 11,620円 要介護3・4・5 15,097円

(イ) 介護支援専門員取扱件数 40件以上 60件未満の場合

要介護1・2 5,820円 要介護3・4・5 7,532円

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

(エ) 要介護 1・2	3、488円	要介護 3・4・5	4、515円
初回加算	1ヶ月につき 3,210 円	退院・退所加算	1回につき 4,815 円
入院時情報連携加算 (I)	1ヶ月につき 2,675 円		
入院時情報連携加算 (II)	1ヶ月につき 2,140 円		
通院時情報連携加算	1回につき 535 円 (月 2 回を限度)		
特定事業所加算 (I)	1ヶ月につき 5,553 円		
特定事業所加算 (II)	1ヶ月につき 4,504 円		
特定事業所加算 (III)	1ヶ月につき 3,456 円		
特定事業所加算 (A)	1ヶ月につき 1,219 円		
特定事業所医療介護連携加算	1ヶ月につき 1,337 円		

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

千葉県国民健康保険団体連合会	苦情処理係	電話	043-254-7404
松戸市	介護保険課 給付班	電話	047-366-7067

5. 事故発生時の対応

介護支援専門員等は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

秘密保持

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

6. 当法人の概要

法人種別・名称 株式会社ライフサポートHAGA
資本金 3,000,000 円 (資本準備金含まず) ※令和 6 年 10 月 1 日現在
社員数 17 名
設立 平成 25 年 4 月
所在地・電話 千葉県松戸市小金原 6-5-13 電話 047-347-8100
代表取締役 芳賀 誠 事業内容 居宅介護支援事業、訪問看護事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

医療と介護の連携の強化について

- ・入院時における医療機関との連携を促進するため、居宅介護支援の提供の開始にあたり、入院時に担当ケアマネジャーの事業所名・氏名等を入院先医療機関に情報提供をお願いします。
- ・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、主治医の意見書を求めた医師等に対してケアプランを交付します。
- ・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

公正中立なケアマネジメントの確保について

- ・利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、また当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求めることが可能です。この内容を利用申込者またはその家族に説明を行うにあたっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行います。
- ・6ヵ月間毎に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合について、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から介護サービス情報公表制度及び利用者へ説明を行います。

虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行います。
- ・定期的な研修を適切に実施するための担当者を設置します。

虐待防止に関する責任者：管理者 小野 恭代

(2) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

その他運営についての留意事項

体制整備

- ・事業所は高齢者虐待の防止、感染症の発生及びまん延等に関する取り組み及び感染症や災害が発生した場合においても必要な介護サービスを継続的に提供することができるよう、委員会の開催、指針の整備、計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。
- ・事業所はハラスメント対策の観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

運営方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不正に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、主治の医師、介護保険施設等との連携に努めます。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県松戸市小金原 6-5-13
株式会社ライフサポート HAGA
代表取締役 芳賀 誠 印

説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意しました。

【利用者】 住所

氏名 印

【家族】

住所

氏名

印

本人との関係

【代理人】 住所

氏名

印

本人との関係